

第 5 3 号議案

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市西浦公民館の移転に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例（昭和 2 9 年蒲郡市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
（設置） 第 2 条 市が設置する公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。		（設置） 第 2 条 市が設置する公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
蒲郡市西浦公 民館	<u>蒲郡市西浦町宮地 2 番地</u>	蒲郡市西浦公 民館	<u>蒲郡市西浦町宮地 1 0 番地 6</u>
2 （略）		2 （略）	

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。